

## 加工品へのロゴマークの使用基準

平成 24 年 4 月 11 日制定  
令和 2 年 10 月 1 日一部改正

にいがた和牛ロゴマーク等使用要領（以下、要領という。）第 2 の（1）で規定するロゴマークを加工品へ使用するための手続は次のとおりとする。

### （使用承認の申請）

第 1 加工品へのロゴマークの使用を希望する者は、あらかじめ別紙第 1 号様式「加工品へのロゴマークの使用承認申請書」に必要な書類を添付して協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

### （使用承認）

第 2 協議会は第 1 の申請があった場合、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、加工品へのロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) にいがた和牛の信用及び品位を損なうおそれがあると認められる場合。
- (2) 第 4 の使用上の遵守事項に従って使用しないとき。
- (3) その他、協議会が使用について不相当と認めたとき。

### （手数料）

第 3 使用承認手数料は 1 品目あたり 10,000 円とする。ただし、会員及び取扱指定店は無償とする。

### （使用上の遵守事項）

第 4 ロゴマークのデザインは次のとおり正しく使用するものとする。

- (1) 縦横の比率を変えて拡大・縮小しないこと。また傾斜度を変えないこと。
- (2) 別の模様、記号等を書き加えたり、取り除いたりしないこと。
- (3) 色彩は単色又はカラー（多色表示）のいずれかとし、カラーの場合は協議会で定めたとおりとすること。

### （使用承認の取消し）

第 5 協議会は承認を受けた者が、この使用基準及び承認の内容に違反していると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

### （責任の制限）

第 6 第 5 により使用承認を取り消した場合、承認を取り消された者に損害が生じても、協議会はその責めを負わない。

- 2 使用承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、協議会は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

### 付 則

この規定は、平成 24 年 5 月 1 日より施行する。

### 付 則

この規定の一部改正は、令和 2 年 10 月 1 日より施行する。

